

新型コロナウィルス感染症対策にともなう

届出書等の郵送での対応について

令和2年4月13日(月)より、新型コロナウィルス感染症対策の緊急事態宣言にともない、緊急事態宣言が解除されるまでの間、下記の届出書等の提出については、郵送においても対応いたします。

なお、下記に関する事前の相談等についても、メールや電話での対応が可能です。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【郵送対応を行う届出書等】

- 1 都市公園内の行為届、行為許可、占用届の提出や申請
- 2 開発事業の許可基準等に関する条例に基づく書類提出
(緑化計画書、戸建住宅の緑化に関する確約書、街路樹移設届)
- 3 流山市グリーンチェーン認定に関する書類提出
- 4 生垣補助金に関する書類(申請書や実績報告書等)
- 5 公園等の境界査定に係る書類
(筆界確認等交付申請書、流山市公園等用地境界確定申請書)
- 6 ふるさと緑の基金の寄附に係る申出書

<問い合わせ先>

流山市 まちづくり推進部 みどりの課

Tel : 04 - 7150 - 6092

Mail: kouen@city.nagareyama.chiba.jp